



熊本県公報

第12097号

平成24年3月23日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	2
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	19
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	19
○道路の区域変更	(道路保全課)	19
○道路の供用開始	(〃)	20
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	20
○家畜伝染病検査の実施	(畜産課)	20
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	22
○熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定	(くらしの安全推進課)	36
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	37
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	37
○指定居宅サービス事業者の指定	(〃)	37
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	37
○定数漁業の許可申請期間	(水産振興課)	38
○三角港波多マリーナの指定管理者の指定	(港湾課)	38
○熊本北部流域下水道の指定管理者の指定	(下水環境課)	38
○球磨川上流流域下水道の指定管理者の指定	(〃)	39
○八代北部流域下水道の指定管理者の指定	(〃)	39
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	40
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	40
○熊本県総合福祉センターの指定管理者の指定	(健康福祉政策課)	40
○熊本県環境センターの指定管理者の指定	(環境立県推進課)	40
○熊本県天草ビジターセンターの指定管理者の指定	(自然保護課)	41
○第11次鳥獣保護事業計画の策定	(〃)	41
○熊本県立劇場の指定管理者の指定	(文化企画課)	41
○使用料収納事務の委託	(〃)	41
○道路の区域決定	(道路保全課)	42
○道路の区域変更	(〃)	42
○道路の区域変更	(〃)	42
○道路の区域変更	(〃)	43
○道路の区域変更	(〃)	43
○道路の区域変更	(〃)	44
○道路の区域変更	(〃)	44
○道路の供用開始	(〃)	45
○道路の供用開始	(〃)	46
○熊本県農業公園の指定管理者の指定	(農林水産政策課)	46
○熊本県営住宅及び共同施設並びに熊本県営改良住宅及び地区 施設の指定管理者の指定	(住宅課)	46
○熊本県テクノ中央緑地及び本妙寺山緑地の指定管理者の指定	(都市計画課)	47
○水俣広域公園の指定管理者の指定	(〃)	47
○道路の供用開始	(道路保全課)	47
○道路の供用開始	(〃)	48

公 告

○土地改良事業(維持管理)計画変更の適否決定	(農村計画課)	48
○土地改良区役員の退任及び就任	(〃)	49
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出	(商工振興金融課)	49
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課)	50
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出	(商工振興金融課)	50
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの意見	(〃)	51
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課)	51

登 載 依 頼

○熊本県立天草青年の家、熊本県立菊池少年自然の家、熊本県 立豊野少年自然の家及び熊本県立あしきた青少年の家の指定		
---	--	--

管理者の指定	(社会教育課)	51
正 誤			
○平成23年12月26日熊本県公告第664号（土地改良区役員の退任及び就任）中	(農村計画課)	52
○平成24年3月9日熊本県告示第255号（兼用工作物管理協定の締結）中	(県政情報文書課)	52

告 示

熊本県告示第315号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵 谷 芳 康

1 八代市

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
日奈久大坪町4（202-1-024）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久大坪町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
(2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
日奈久山下町2（202-1-025）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久山下町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
(3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
野添-1（202-1-026-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久竹之内町・日奈久塩北町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
(4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
野添-2（202-1-026-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久塩北町・日奈久塩南町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 野添-3(202-1-026-3)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市日奈久塩北町・日奈久塩南町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 白島2(202-1-027)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市二見洲口町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 白島A(202-1-028)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市日奈久馬越町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 白島B-1(202-1-029-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市二見洲口町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 白島B-2(202-1-029-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市二見洲口町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
白島B-3 (202-1-029-3)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見洲口町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
山道 (202-1-030)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久下西町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
西町 (202-1-031)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久上西町・日奈久中西町・日奈久下西町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
堂山西町-1 (202-1-032-1)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久中町・日奈久上西町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
堂山西町-2 (202-1-032-2)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久中町・日奈久上西町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
堂山西町-3 (202-1-032-3)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- 八代市日奈久中町・日奈久上西町・日奈久中西町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
日奈久温泉追2（202-1-033）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久中町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
東町-1（202-1-034-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久東町・日奈久塩南町・日奈久浜町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
東町-2（202-1-034-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久中町・日奈久東町・日奈久浜町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
東町-3（202-1-034-3）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久中町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
白島1（202-1-035）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見洲口町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
日奈久塩南町3-1(202-1-036-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久塩南町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
日奈久塩南町3-2(202-1-036-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久塩南町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
洲口-1(202-1-041-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見洲口町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
洲口-2(202-1-041-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見洲口町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
東-1(202-1-042-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見下大野町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
東一2（202-1-042-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見下大野町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
東一3（202-1-042-3）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見下大野町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
道の平-1（202-1-043-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見野田崎町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
道の平-2（202-1-043-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見野田崎町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
道の平-3（202-1-043-3）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見野田崎町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
道の平-4（202-1-043-4）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見野田崎町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
内野-1（202-1-044-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見野田崎町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
内野-2（202-1-044-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見野田崎町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
赤松-1（202-1-045-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見赤松町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
赤松-2（202-1-045-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見赤松町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

- 赤松－3（202-1-045-3）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見赤松町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
大平（202-1-046）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見赤松町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
平野（202-1-047）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見野田崎町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
田子崎－1（202-1-048-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見野田崎町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (40) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
田子崎－2（202-1-048-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見野田崎町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (41) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
越猪－1（202-1-049-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見赤松町

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
越猪-2(202-1-049-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見赤松町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
越猪-3(202-1-049-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見赤松町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (44) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
日奈久新田町1(202-2-025)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久新田町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (45) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
日奈久大坪町2(202-2-026)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久大坪町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (46) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
日奈久大坪町3(202-2-027)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久大坪町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
日奈久大坪町6(202-2-028)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久大坪町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (48) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
日奈久新田町2(202-2-029)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久新田町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (49) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
日奈久山下町1(202-2-030)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久新田町・日奈久山下町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (50) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
日奈久竹之内町1(202-2-031)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久竹之内町・日奈久塩北町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (51) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
日奈久竹之内町2(202-2-032)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久竹之内町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (52) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
日奈久竹之内町3（202-2-033）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久山下町・日奈久竹之内町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (53) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
日奈久大坪町A（202-2-034）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久大坪町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (54) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
日奈久大坪町B-1（202-2-035-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久大坪町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (55) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
日奈久大坪町B-2（202-2-035-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久大坪町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (56) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
日奈久大坪町B-3（202-2-035-3）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久大坪町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (57) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
日奈久馬越町1（202-2-036）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久馬越町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (58) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
日奈久馬越町2（202-2-037）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久馬越町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (59) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
白島3（202-2-038）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見洲口町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (60) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
日奈久馬越町3（202-2-039）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久馬越町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (61) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
日奈久塩南町1-1（202-2-040-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久塩北町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (62) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

- 日奈久塩南町1-2(202-2-040-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市日奈久塩北町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (63) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 日奈久塩南町6(202-2-041)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市日奈久塩南町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (64) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 船津(202-2-044)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市二見洲口町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (65) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 才野2(202-2-045)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市二見洲口町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (66) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 小藪(202-2-046)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市二見赤松町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (67) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 赤松A(202-2-047)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市二見赤松町

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (68) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
田子崎A（202-2-048）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見野田崎町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (69) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
鷹河内1-1（202-2-049-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見赤松町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (70) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
鷹河内1-2（202-2-049-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見赤松町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (71) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
鷹河内2（202-2-050）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市二見赤松町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (72) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
日奈久山下町3（202-2-001（人））
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久山下町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

		急傾斜地の崩壊
	オ	同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
		次の図のとおり
		(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
(73)	ア	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号） 小藪B（202-3-007）
	イ	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 八代市二見赤松町
	ウ	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
	エ	次の図のとおり
		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	オ	急傾斜地の崩壊
	オ	同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
		次の図のとおり
		(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
2	津奈木町	
(1)	ア	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号） 竹中A（町中2）（484-1-027）
	イ	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦北郡津奈木町岩城
	ウ	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
	エ	次の図のとおり
		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	オ	急傾斜地の崩壊
	オ	同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
		次の図のとおり
		(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
(2)	ア	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号） 竹中B（484-1-028）
	イ	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦北郡津奈木町岩城
	ウ	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
	エ	次の図のとおり
		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	オ	急傾斜地の崩壊
	オ	同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
		次の図のとおり
		(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
(3)	ア	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号） 染竹（1）-1（484-1-038-1）
	イ	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦北郡津奈木町岩城
	ウ	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
	エ	次の図のとおり
		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	オ	急傾斜地の崩壊
	オ	同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
		次の図のとおり
		(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
(4)	ア	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号） 染竹（1）-2（484-1-038-2）
	イ	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 葦北郡津奈木町岩城
	ウ	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
	エ	次の図のとおり
		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	オ	急傾斜地の崩壊
	オ	同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
染竹(1)-3(484-1-038-3)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡津奈木町岩城
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
染竹(2)-1(484-1-039-1)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡津奈木町岩城
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
染竹(2)-2(484-1-039-2)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡津奈木町岩城
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
竹中(1)(484-1-040)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡津奈木町岩城
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
沖田(町中1)(484-2-042)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡津奈木町岩城
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地

- (10) ア 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 染竹A-1 (484-2-056-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 葦北郡津奈木町岩城
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 染竹A-2 (484-2-056-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 葦北郡津奈木町岩城
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 染竹B-1 (484-2-057-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 葦北郡津奈木町岩城
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 染竹B-2 (484-2-057-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 葦北郡津奈木町岩城
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 染竹C (484-2-058)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 葦北郡津奈木町岩城
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 染竹D-1 (484-2-059-1)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡津奈木町岩城
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
染竹D-2(484-2-059-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
葦北郡津奈木町岩城
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第316号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷芳康

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター さくら 八代市鏡町大字下有佐字二反田1 62番6	株式会社さくら	平成24年3月15日

熊本県告示第317号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷芳康

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター さくら 八代市鏡町大字下有佐字二反田1 62番6	株式会社さくら	平成24年3月15日

熊本県告示第318号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年3月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷芳康

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	266号	上天草市龍ヶ岳町高戸字北ノ追	前	5.7 ~ 26.2	415.0	活力基盤改築 (改築に伴う拡幅)
		4163番1地先から 同市龍ヶ岳町高戸字江口 4340番1地先まで		13.4 ~ 38.1		

2 区域を変更する期日 平成24年3月23日

熊本県告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年3月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵谷芳康

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	本渡牛深線	天草市河浦町宮野河内 733番1地先から 同所 763番1地先まで	75.7	活力基盤改築 (改築に伴う拡幅)

2 供用を開始する期日 平成24年3月26日

熊本県告示第320号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵谷芳康

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市鹿北町椎持字竹尾ノ向1651番、1652番1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇竹尾ノ向1651番・1652番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第321号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、馬伝染性貧血、ふそ病、ひな白痢及び伝達性海綿状脳症に関する検査を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により公示する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵谷芳康

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、馬伝染性貧血、ふそ病及びひな白痢の発生とまん延を防止するとともに、生産段階における伝達性海綿状脳症の発生状況等を把握することで、畜産の振興を図る。

2 実施する区域及び期日

検査の種類	実施区域	実 施 期 日
ブルセラ病、結核病及びヨーネ病検査	熊本市	平成24年 5月 7日から平成24年11月30日まで
	八代市	平成24年 5月 7日から平成24年11月30日まで
	御船町	平成24年 5月 7日から平成24年11月30日まで
	山鹿市	平成24年 4月 16日から平成25年 3月 22日まで
	菊池市	平成24年 4月 16日から平成25年 3月 22日まで
	菊陽町	平成24年 4月 16日から平成25年 3月 22日まで
	阿蘇市	平成24年 5月 7日から平成24年10月31日まで
	水俣市	平成24年 5月 7日から平成24年 6月 29日まで
	芦北町	平成24年 5月 7日から平成24年 6月 29日まで
	あさぎり町	平成24年 5月 7日から平成24年 6月 29日まで
	苓北町	平成24年 6月 4日から平成24年 6月 22日まで
馬伝染性貧血検査	熊本市	平成24年 9月 3日から平成24年11月30日まで
	菊池市	平成24年10月 1日から平成24年11月30日まで
	大津町	平成24年10月 1日から平成24年11月30日まで
	阿蘇市	平成24年 4月 2日から平成25年 2月 28日まで
	阿蘇郡全域	平成24年 4月 2日から平成25年 2月 28日まで
	あさぎり町	平成24年 7月 2日から平成24年 7月 27日まで
ふそ病検査	熊本市	平成24年 4月 2日から平成25年 3月 31日まで
	八代市	平成24年 4月 2日から平成25年 3月 31日まで
	宇土市	平成24年 4月 2日から平成25年 3月 31日まで
	宇城市	平成24年 4月 2日から平成25年 3月 31日まで
	山鹿市	平成24年 7月 2日から平成24年 8月 31日まで
	阿蘇市	平成24年 4月 2日から平成25年 2月 28日まで
	阿蘇郡全域	平成24年 4月 2日から平成25年 2月 28日まで
ひな白痢検査	山鹿市	平成24年11月 1日から平成25年 2月 28日まで
	南関町	平成24年11月 1日から平成25年 2月 28日まで
	高森町	平成24年 4月 2日から平成25年 2月 28日まで
	人吉市	平成24年 4月 9日から平成24年 9月 7日まで
	山江村	平成24年 4月 9日から平成24年 9月 7日まで
伝達性海綿状脳症検査	県内全域	平成24年 4月 2日から平成25年 3月 31日まで

3 実施対象家畜の種類及び範囲

検査の種類	範 囲	摘 要
ブルセラ病、結核病及びヨーネ病検査	実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育されている乳用牛及びその同居牛並びに知事が指定する牛	疾病その他の理由により家畜防疫員が必要と認めたものについては、検査を猶予することがある。
馬伝染性貧血検査	実施区域内で飼養されている馬	
ふそ病検査	実施区域内で飼養され、転飼されるみつ蜂	
ひな白痢検査	実施区域内で種卵を生産する目的で飼養されている鶏	
伝達性海綿状脳症検査	(1) 生前に中枢神経異常又は起立困難若しくは起立不能を呈し家畜保健衛生所長が指示する牛及び牛海綿状脳	

	症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項の規定による届出の対象となる牛。ただし、同条第2項のただし書に該当する場合を除く。	
(2)	月齢又は推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊	

4 検査の方法

- (1) ブルセラ病検査は、ブルセラ急速診断用菌液及び血清による急速凝集反応法により判定する。
- (2) 結核病検査は、臨床検査及びツベルクリン皮内反応法により総合的に判定する。
- (3) ヨーネ病検査は、血清を用いた酵素免疫測定法により判定する。
- (4) 馬伝染性貧血検査は、寒天ゲル内沈降反応法により判定する。
- (5) ふそ病検査は、蜂群について肉眼的及び塗抹標本を染色し、鏡検により細菌を検査する。
- (6) ひな白痢検査は、ひな白痢急速凝集反応法により判定する。
- (7) 牛の伝達性海綿状脳症検査にあっては酵素免疫測定法により、めん羊又は山羊の伝達性海綿状脳症検査にあっては独立行政法人動物衛生研究所においてウエスタンプロット法及び免疫組織化学的検査により判定する。

5 その他

- (1) 手数料は、熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）に基づき徴収する。
- (2) 天候その他やむを得ない理由があるときは、実施区域及び期日を変更することがある。

熊本県告示第322号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

1 八代市

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
大島（A）－1（202－1－001－1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市大島町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
(2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
大島（A）－2（202－1－001－2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市大島町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
(3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
大島（A）－3（202－1－001－3）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市大島町

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
大島(A)-4(202-1-001-4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市大島町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
大島(B)(202-1-002)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市大島町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
築延八番割(202-1-003)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市高島町・郡築三番町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
川東(B)-1(202-1-004-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市川田町東
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
川東(B)-2(202-1-004-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市川田町東
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
川東(C)(202-1-006)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市川田町東
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
川上-1(202-1-008-1)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市川田町東
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
川上-2(202-1-008-2)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市川田町東
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
古麓町13-1(202-1-010-1)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市古麓町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
古麓町13-2(202-1-010-2)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市古麓町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古麓町7-1（202-1-011-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市妙見町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古麓町7-2（202-1-011-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市妙見町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古麓町11（202-1-012）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市妙見町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
山下（202-1-013）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市妙見町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
川床（A）-1（202-1-015-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地

- (19) ア 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 川床（A）－2（202－1－015－2）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市東町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 鼠藏（202－1－017）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市鼠藏町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 小島辺－1（202－1－018－1）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市鼠藏町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 小島辺－2（202－1－018－2）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市鼠藏町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 奈良木町（202－1－019）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市豊原上町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 敷川内町2－1（202－1－020－1）

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市敷川内町・平山新町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
敷川内町2-2(202-1-020-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市敷川内町・平山新町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
西平山(202-1-021)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市平山新町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
天神-1(202-1-022-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市敷川内町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
天神-2(202-1-022-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市敷川内町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
天神-3(202-1-022-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市敷川内町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
丸山-1（202-1-023-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市敷川内町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
丸山-2（202-1-023-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市敷川内町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
川原（202-1-037）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
瀬戸石（202-1-038）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
朴の木（202-1-039）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
年の神-1（202-1-040-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
年の神-2（202-1-040-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
年の神-3（202-1-040-3）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
年の神-4（202-1-040-4）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
年の神-5（202-1-040-5）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (40) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
年の神－6（202-1-040-6）
イ 土砂災害警戒区域の所在地
八代市東町
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (41) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
佃（202-2-002）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市川田町西
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古麓町3（202-2-004）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市古麓町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古麓町4-1（202-2-005-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市古麓町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (44) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古麓町4-2（202-2-005-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市古麓町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (45) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古麓町6-1（202-2-006-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市妙見町

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (46) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古麓町6-2（202-2-006-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市古麓町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
妙見町（202-2-011）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市妙見町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (48) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古麓町12（202-2-012）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市妙見町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (49) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
川床（B）（202-2-013）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市東町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (50) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
鼠藏町1（202-2-014）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市鼠藏町
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (51) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 鼠藏町2(202-2-015)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市鼠藏町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (52) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 上り山(202-2-017)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市古麓町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (53) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 敷川内町1(202-2-018)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市敷川内町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (54) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 敷川内町3(202-2-019)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市平山新町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (55) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 敷川内町4(202-2-020)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市平山新町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (56) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 舟河内(202-2-021)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市平山新町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (57) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 日奈久大坪町1(202-2-022)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市日奈久大坪町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (58) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 敷川内町5(202-2-023)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市敷川内町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (59) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 丸山2(202-2-024)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市敷川内町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (60) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
 坂谷-1(202-2-042-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市東町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (61) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 坂谷一2（202-2-042-2）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市東町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (62) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 坂谷一3（202-2-042-3）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市東町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (63) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 坂谷一4（202-2-042-4）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市東町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (64) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 坂谷一5（202-2-042-5）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市東町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (65) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 坂谷一6（202-2-042-6）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 八代市東町
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (66) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
 瀬戸石B（202-2-043）
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- 八代市東町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (67) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
高島町-1（202-3-001-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市高島町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (68) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
高島町-2（202-3-001-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市高島町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (69) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
高島町-3（202-3-001-3）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市高島町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (70) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
高島町-4（202-3-001-4）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市高島町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (71) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
上片町B（202-3-002）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市上片町・東片町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (72) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
上片町C(202-3-003)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市上片町・東片町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (73) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
鼠藏町2(202-3-004)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市鼠藏町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (74) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
日奈久大坪町C-1(202-3-006-1)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久大坪町・敷川内町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (75) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
日奈久大坪町C-2(202-3-006-2)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
八代市日奈久大坪町
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び八代地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第323号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成24年3月14日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷芳康

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	和服姉妹 愛液かきまわす（オーピー） 新妻の寝室 身悶え飼育（オーピー） トリプル不倫 濡れざかり（オーピー） 艶剣客2 くノ一色洗脳（新東宝） 痴漢電車 車内で一発（新東宝） 変態（新東宝）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第324号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵 谷 芳 康

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション きらら 菊池市泗水町永3193番地	ヒロコーポレーション合 同会社	平成24年3月14日

熊本県告示第325号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵 谷 芳 康

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション きらら 菊池市泗水町永3193番地	ヒロコーポレーション合 同会社	平成24年3月14日

熊本県告示第326号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵 谷 芳 康

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション みづき 玉名郡長洲町大字宮野1292番 地10	合同会社福寿	平成24年4月1日

熊本県告示第327号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵 谷 芳 康

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション みづき 玉名郡長洲町大字宮野1292番地10	合同会社福寿	平成24年4月1日

熊本県告示第328号

熊本県漁業調整規則（昭和40年熊本県規則第18号の2）第8条第2項及び同規則第21条第3項において準用する同規則第8条第2項の規定により漁業の許可及び起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めたので、同規則第8条第3項及び同規則第21条第3項において準用する同規則第8条第3項の規定により公示する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵 谷 芳 康

1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
げんしき網漁業	げんしき網漁業	不知火海
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	不知火海
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	天草有明海
流し網漁業	えび流し網漁業	天草有明海
流し網漁業	小目流し網漁業	天草有明海
敷網漁業	棒受網漁業	天草海
固定式刺し網漁業	かに網漁業	不知火海
かご漁業	かにかご漁業	不知火海

2 申請期間

平成24年3月23日から平成24年3月29日まで

熊本県告示第329号

熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）第17条第1項の規定により三角港波多マリーナの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵 谷 芳 康

施設の名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名称及び代表者	
三角港波多マリーナ	宇城市三角町三角浦 1160番地の15 3	三角町漁業協同組合 代表理事組合長 坂 本勝藏	平成24年4 月1日から平 成29年3月 31日まで

熊本県告示第330号

熊本県流域下水道条例（昭和63年熊本県条例第38号）第3条の規定により熊本北部流域下水道の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵 谷 芳 康

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本北部流域下水道	熊本市水前寺公園 28 番 43 号	九州テクニカル・熊環技研委託業務 共同企業体 代表者 九州テクニカルメンテナンス株式会社 代表取締役社長 杉本陽児	平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

熊本県告示第 331 号

熊本県流域下水道条例（昭和 63 年熊本県条例第 38 号）第 3 条の規定により球磨川上流流域下水道の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 44 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 24 年 3 月 23 日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷芳康

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
球磨川上流流域下水道	熊本市水前寺公園 28 番 43 号	九州テクニカル・球磨清掃公社委託業務 共同企業体 代表者 九州テクニカルメンテナンス株式会社 代表取締役社長 杉本陽児	平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

熊本県告示第 332 号

熊本県流域下水道条例（昭和 63 年熊本県条例第 38 号）第 3 条の規定により八代北部流域下水道の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成 16 年熊本県条例第 44 号）第 7 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 24 年 3 月 23 日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷芳康

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
八代北部流域下水道	兵庫県西宮市池田町 9 番 7 号	日本管財環境サービス・三協エンジニアリンググループ 代表者 株式会社日本管財環境サー	平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

	ビス 代表取締役 社長 藤澤和則	
--	---------------------	--

熊本県告示第333号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷芳康

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ケアサポートメロン3R 熊本市日吉二丁目3番81号	株式会社シンパクト	平成24年3月28日

熊本県告示第334号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷芳康

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ケアサポートメロン3R 熊本市日吉二丁目3番81号	株式会社シンパクト	平成24年3月28日

熊本県告示第335号

熊本県総合福祉センター条例（平成5年熊本県条例第47号）第11条第1項の規定により熊本県総合福祉センターの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷芳康

施設の名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県総合福祉センター	熊本市南千反畠町3番7号	熊本県身体障害者福祉団体連合会・三勢グループ 代表者 社会福祉法人熊本県身体障害者福祉団体連合会 会長 岡部恵美子	平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

熊本県告示第336号

熊本県環境センター条例（平成5年熊本県条例第21号）第13条第1項の規定により熊本県環境センターの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷芳康

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県環境センター	熊本市帯山四丁目18番1号	株式会社キューネット 代表取締役 西川尚希	平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

熊本県告示第337号

熊本県ビジターセンター条例（平成6年熊本県条例第41号）第8条第1項の規定により熊本県天草ビジターセンターの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷芳康

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県天草ビジターセンター	上天草市大矢野町維和4960番地	特定非営利活動法人 上天草アクティブセンター 代表者 理事長 山川清英	平成24年4月1日から平成26年3月31日まで

熊本県告示第338号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定により第11次鳥獣保護事業計画を定めたので、同法第4条第5項の規定により公表し、同計画の内容について熊本県環境生活部環境局自然保護課及び各地域振興局農林（水産）部林務（森林保全）課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷芳康

熊本県告示第339号

熊本県立劇場条例（昭和57年熊本県条例第27号）第11条第1項の規定により熊本県立劇場の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷芳康

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県立劇場	熊本市大江二丁目7番1号	財団法人熊本県立劇場 理事長 小堀富夫	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

熊本県告示第340号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり使用料収納事務を委託することとしたので、告示する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

- 1 委託の内容
熊本県立劇場条例（昭和57年熊本県条例第27号）第9条に規定する使用料の収納
- 2 委託の相手方
財団法人熊本県立劇場 熊本市大江二丁目7番1号
- 3 委託する期間
平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

熊本県告示第341号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、平成24年3月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

- 1 道路の種類、路線名及び区域を決定する区間等

道路の種類	路 線 名	区 域 を 決 定 す る 区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	砂原四方寄線	熊本市池上町字柿木平 2275番地先から 同市花園七丁目 2455番4地先まで	20.2 ～ 91.2	4793.0	地域高規格道路
	花園インタ一線	熊本市池亀町 133番3地先から 同市花園七丁目 2460番3地先まで	16.0 ～ 85.0	2333.2	
	池上インタ一線	熊本市池上町字中園 838番1地先から 同市池上町字馬場上 3080番6地先まで	19.5 ～ 102.5	1228.1	

- 2 区域を決定する期日 平成24年3月23日

熊本県告示第342号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年3月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	岩野黒木線	山鹿市鹿北町岩野字竹の谷 2445番11地先から 同所 2466番6地先まで	前	5.7 ～ 31.2	2318.7	単道改 (改築 に伴う 拡幅)
			後	11.3 ～ 48.5	2318.7	

- 2 区域を変更する期日 平成24年3月23日

熊本県告示第343号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年3月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保

全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
一般県道	川尻宇土線	熊本市富合町田尻宇八反田 584番4地先から 宇土市三拾町宇堂の本 290番3地先まで	前	5.6 ～ 8.0	358.3	一括交 安(橋 りょう 架け替 えに伴 う拡幅)
				5.6 ～ 8.0	358.3	
			後	10.5 ～ 17.0	359.3	

2 区域を変更する期日 平成24年3月23日

熊本県告示第344号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年3月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
一般県道	託麻北部線	熊本市龍田町弓削字小坂ノ上 1020番地先から 同所 1018番1地先まで	前	7.6 ～ 11.0	30.0	単防災 (自) (法面 保護)
			後	7.6 ～ 16.8	30.0	
	四方寄熊本線	熊本市二の丸 4番1地先から 同所 4番1地先まで	前	9.4 ～ 11.8	180.0	
			後	9.4 ～ 27.2	180.0	

2 区域を変更する期日 平成24年3月23日

熊本県告示第345号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年3月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
一般国道	325号	菊池郡大津町大字杉水字中谷 3698番1地先から	前	29.5 ～	80.0	道路法 第24

		同所 3694番4地先まで		59.0		条工事
			後	32.2 ～ 54.0	80.0	
主要地方道	植木インター菊池線	菊池市西寺字古閑後 1459番3地先から 同所 1463番4地先まで	前	17.0 ～ 17.0	66.5	
			後	17.0 ～ 17.8	66.5	

2 区域を変更する期日 平成24年3月23日

熊本県告示第346号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年3月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵谷芳康

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	八代市泉町葉木字葉木 70番59地先から 同所 99番5地先まで	前	9.5 ～ 24.2	26.0	旧道移管
				5.0 ～ 7.9	30.0	
			後	9.5 ～ 23.3	26.0	
主要地方道	芦北坂本線	八代市坂本町田上字上良石 1996番1地先から 同市坂本町川嶽字渡瀬 750番9地先まで	前	13.4 ～ 51.7	470.0	
				4.8 ～ 39.4	372.2	
			後	13.4 ～ 51.7	470.0	
	人吉水俣線	球磨郡球磨村大字一勝地甲字 年ノ神 451番3地先から 同所 449番11地先まで	前	11.3 ～ 24.3	71.0	廃道処分
			後	6.2 ～ 19.0	71.0	

2 区域を変更する期日 平成24年3月23日

熊本県告示第347号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年3月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考	
主要地方道	矢部阿蘇公園線	上益城郡山都町御所字下平原 4866番1地先から 同町御所字坂ノ下 3701番1地先まで	前	5.0 ～ 11.8	147.0	旧道移管	
				8.2 ～ 20.8	118.4		
			後	8.2 ～ 20.8	118.4		
一般県道	河内矢部線	上益城郡山都町柏宇東湛渕 277番2地先から 同所 281番地先まで	前	4.0 ～ 7.4	98.0	旧道移管	
				10.2 ～ 17.6	115.6		
			後	10.2 ～ 17.6	115.6		
			前	4.5 ～ 14.0	143.5		
一般県道	小峯川内線	上益城郡山都町貫原字高山 18番1地先から 同所 23番1地先まで		13.4 ～ 45.8	129.2	旧道移管	
				13.4 ～ 45.8	129.2		
		前	5.3 ～ 8.6	465.0			
			14.1 ～ 28.5	474.4			
今吉野甲佐線	今吉野甲佐線	上益城郡甲佐町大字田口字豊 ノ内 4221番1地先から 同町大字中山字錦川 794番1地先まで	後	14.1 ～ 28.5	474.4	旧道移管	
				14.1 ～ 28.5	474.4		

2 区域を変更する期日 平成24年3月23日

熊本県告示第348号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年3月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	熊本玉名線	熊本市河内町岳 1804番1地先から 同所 1800番14地先まで	200.0	単道改 (改築 に伴う 拡幅)
一般県道	植木河内港 線	熊本市河内町岳 12番175地先から 同所 1800番5地先まで	166.0	

2 供用を開始する期日 平成24年3月23日

熊本県告示第349号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年3月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵谷芳康

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	田代御船線	上益城郡御船町大字上野字境目 2771番2地先から 同所 2812番1地先まで	96.3	やさ道 交1地 (改築 に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成24年3月26日

熊本県告示第350号

熊本県農業公園条例(平成2年熊本県条例第62号)第13条第1項の規定により、熊本県農業公園の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例(平成16年熊本県条例第44号)第7条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵谷芳康

施設の名称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称 及 び 代 表 者	
熊本県農業公園	熊本市水前寺六丁目18番1号	財団法人熊本県農業公社 理事長 三島和隆	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

熊本県告示第351号

熊本県営住宅条例(昭和35年熊本県条例第11号)第44条(第46条において準用する場合を含む。)の規定により熊本県営住宅及び共同施設並びに熊本県営改良住宅及び地区施設の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例(平成16年熊本県条例第44号)第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者

熊本県副知事 兵谷芳康

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県営住宅及び共同施設並びに熊本県営改良住宅及び地区施設	熊本市水前寺六丁目5番19号	熊本県住宅供給公社 理事長 渡邊俊二	平成24年4月1日 から平成27年3月 31日まで

熊本県告示第352号

熊本県都市公園条例（昭和53年熊本県条例第9号）第16条第1項の規定により熊本県テクノ中央緑地及び本妙寺山緑地の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷芳康

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県テクノ中央緑地及び本妙寺山緑地	熊本市画図町大字下無田1432番地27	SFT共同企業体 代表者 有限会社三共緑地建設 代表取締役 吉井栄朗	平成24年4月1日 から平成29年3月 31日まで

熊本県告示第353号

熊本県都市公園条例（昭和53年熊本県条例第9号）第16条第1項の規定により水俣広域公園（水俣港緑地を含む。）の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷芳康

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
水俣広域公園（水俣港緑地を含む。）	葦北郡芦北町大字芦北2593番地1	ハートリンク水俣 代表者 株式会社山翠園 代表取締役 前田宜重	平成24年4月1日 から平成29年3月 31日まで

熊本県告示第354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年3月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷芳康

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	上椎葉湯前線	球磨郡水上村大字戸屋野字射場ノ本 2758番13地先から 同所 2761番2地先まで	127.1	住宅道路改築 (改築に伴う 拡幅)
		球磨郡水上村大字戸屋野字射場ノ本 2760番1地先から 同所 2761番1地先まで	53.0	
		球磨郡水上村大字戸屋野字射場ノ本 2742番1地先から 同所 2756番1地先まで	80.0	
		中河間多良木線	121.3	
		球磨郡多良木町大字楓木字塚山 231番2地先から 同所 231番3地先まで		単道改 (改築に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成24年3月23日

熊本県告示第355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年3月23日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷芳康

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	植木インター菊池線	菊池市西寺宇古閑後 1459番3地先から 同所 1463番4地先まで	66.5	道路法 第24条工事

2 供用を開始する期日 平成24年3月23日

公 告

熊本県公告第155号

玉名郡南関町に事務所を置く南関町土地改良区理事長上田数吉から認可の申請があつた土地改良事業（維持管理）計画の変更については、平成24年3月12日付けで適當と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷芳康

1 縦覧に供する書類の名称

変更後の土地改良事業（維持管理）計画書の写し

変更後の南関町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成24年3月26日から平成24年4月20日まで

3 縦覧場所

南関町役場

南関町土地改良区事務所

熊本県公告第156号

八代市に事務所を置く八代市平山土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	米本 三千雄	八代市本野町88番地3
理事	本田 繁幸	八代市平山新町5742番地
理事	西嶋 廣行	八代市敷川内町961番地1
理事	永溝 又雄	八代市敷川内町764番地
理事	中村 勇	八代市敷川内町1981番地
理事	湯野 幸男	八代市平山新町5094番地104
理事	山村 励	八代市平山新町5659番地2
理事	内田 一男	八代市平山新町5597番地1
理事	田畠 厚	八代市本野町890番地
監事	山本 祐治	八代市敷川内町1395番地
監事	松村 弘行	八代市揚町437番地
監事	平野 清一郎	八代市揚町260番地
就任		
理事	井上 好秋	八代市本野町984番地
理事	黒木 松雄	八代市平山新町5810番地
理事	平野 誠	八代市揚町472番地2
理事	三山 道雄	八代市揚町377番地
理事	園田 和義	八代市敷川内町1147番地
理事	山田 信雄	八代市敷川内町1231番地
理事	千代永 春男	八代市敷川内町2602番地
理事	宮本 浩	八代市敷川内町778番地
理事	山村 洋一	八代市揚町337番地
監事	本村 好美	八代市平山新町5746番地
監事	時田 義弘	八代市平山新町5018番地
監事	木村 美敏	八代市敷川内町2249番地3

熊本県公告第157号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵 谷 芳 康

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス田崎店（現在店舗面積千平方メートル以下で営業中。）

熊本市野中二丁目9番11号

2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
ダイレックス株式会社	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
代表取締役 大島秀昭	

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成24年11月6日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,174平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
No.1 A棟南側 5台
No.2 B棟東側 41台 合計46台
A棟南側 14台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
A棟南西側 40平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
A棟内西側 10立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後10時まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができます時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 B棟敷地南側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 7 届出年月日
平成24年3月5日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
(1) 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
平成24年3月23日から平成24年7月23日まで
(2) 熊本市農水商工局商工振興部商工振興課
平成24年3月23日から平成24年3月30日まで
- 9 留意事項
法第8条第2項の規定による意見書の提出先は、平成24年3月31日までは熊本県、平成24年4月1日以降は熊本市となります。

熊本県公告第158号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷芳康

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上仲間字皆本151番1、同152番1、同153番1及び同154番1
3,733.61平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
下益城郡美里町二和田字下原1233番地
社会福祉法人 千寿会

熊本県公告第159号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷芳康

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス熊本嘉島店
上益城郡嘉島町大字上島字同尻2177番1
- 2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表取締役 宇野正晃	

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年10月6日（希望予定日）
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,620平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の位置及び収容台数
No.1 建物東側 38台
No.2 建物敷地東側 31台 合計69台

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物南側 20台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物北東側 36平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内北東側 13立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3箇所 建物敷地南側及び北側、建物敷地東側駐車場No.2南側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 7 届出年月日
平成24年3月6日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び上益城地域振興局総務部総務振興課
平成24年3月23日から平成24年7月23日まで

熊本県公告第160号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により平成23年10月26日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により益城町から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷芳康

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス益城店
上益城郡益城町馬水716ほか
- 2 益城町の意見の概要
届出地北側の県道熊本高森線については、生活道路でもあるため、交通渋滞を回避するための十分な方策を施して欲しい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び上益城地域振興局総務部総務振興課
平成24年3月23日から平成24年4月23日まで

熊本県公告第161号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成24年3月23日

熊本県知事職務代理者
熊本県副知事 兵谷芳康

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字北拾町2000番1653、同2000番1654及び同2000番2189
4,709.18平方メートル
(既設3,056.28平方メートル 新設1,652.90平方メートル)
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市豊岡字北拾町2000番地1653
社会福祉法人 共生福祉会

登載依頼**熊本県教育委員会告示第3号**

熊本県立青少年の家条例（平成9年熊本県条例第42号）第10条第1項の規定により熊本県立天草青年の家、熊本県立菊池少年自然の家、熊本県立豊野少年自然の家及び熊本県立あしきた青少年の家の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次の

とおり告示する。

平成24年3月23日

熊本県教育委員会委員長 古 荘 文 子

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県立天草青年の家 、熊本県立菊池少年自然の家、熊本県立豊野少年自然の家及び熊本県立あしきた青少年の家	熊本市水前寺六丁目7番26号興南ビル302	ひとづくりくまもとネット・三勢共同体 代表者 特定非営利活動法人ひとづくりくまもとネット 理事長 中川保敬	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

正 誤

平成23年12月26日熊本県公告第664号（土地改良区役員の退任及び就任）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
8	39	宮崎 昌文	宮崎 昌文
	54	宮崎 昌文	宮崎 昌文

平成24年3月9日熊本県告示第255号（兼用工作物管理協定の締結）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
3	27	2地先まで	地先まで